

# ショートステイいけだの里（空床型） 利用料金表

(2024年8月1日)

## 1. 基本利用料金（日額） ※併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費・※併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	529 単位	656 単位	704 単位	772 単位	847 単位	918 単位	987 単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位		18 単位				
夜勤職員配置加算（Ⅰ）			13 単位				
看護体制加算（Ⅰ）			4 単位				
看護体制加算（Ⅱ）			8 単位				
小計（A）	547 単位	674 単位	747 単位	815 単位	890 単位	961 単位	1,030 単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (A) × 14.0% = (B)	77 単位	94 単位	105 単位	114 単位	125 単位	135 単位	144 単位
1 割負担額 (A) + (B)	635 円	781 円	866 円	945 円	1,032 円	1,115 円	1,194 円
2 割負担額 (A) + (B)	1,269 円	1,562 円	1,733 円	1,890 円	2,064 円	2,229 円	2,387 円
3 割負担額 (A) + (B)	1,904 円	2,343 円	2,599 円	2,834 円	3,097 円	3,344 円	3,582 円

(地域区分別 1 単位の単価 7 級地 10.17 円)

※1 介護職員処遇改善加算は月単位で計算するため、単位数が多少前後することがあります。

※2 要支援 1・要支援 2 の方については、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ、夜勤配置加算は算定されません。

※2 必要があると認められた場合、送迎加算として片道につき 184 単位が加算されます。

※3 その他、以下の加算が適用される場合があります。

- 利用者送迎加算 184 単位（片道）
- 緊急短期入所受入加算 90 単位（日額）
- 生産性向上体制加算（Ⅱ） 10 単位（月額）
- 若年性認知症入所者受入加算 120 単位（日額）

## 1. 食費・居住費（日額）

区分	食費	居住費	合計
第 1 段階	300 円	880 円	1,180 円
第 2 段階	600 円	880 円	1,480 円
第 3 段階①	1,000 円	1,370 円	2,370 円
第 3 段階②	1,300 円	1,370 円	2,670 円
第 4 段階	1,700 円	2,900 円	4,600 円

※1 食費及び居住費は全額自己負担となっています。

※2 第 4 段階の食費の内訳は（朝）460 円（昼）580 円（夕）660 円です。

※3 全ての段階の食費に別途おやつ代（100 円）がかかります。

※4 低所得者には食費・居住費の負担限度額が設定されることがあります。

詳しくは保険者（市町村）にお問い合わせください。

※5 減額該当者は、保険者より発行される介護保険負担限度額認定証をご掲示ください。

※6 減額の非該当者は第 4 段階に区分されます。

利用者負担段階区分	対象となる方
第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者</li> <li>生活保護受給者</li> </ul>
第 2 段階	市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方
第 3 段階①	市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方
第 3 段階②	市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 120 万円超の方
第 4 段階	上記以外の方

## 2. その他の利用料金（自己負担となるサービス）

日用品費	要望に応じて対応させていただき実費を徴収させていただきます。
教養娯楽費	材料代などが生じた場合実費をいただきます。
電化製品使用電気代	30 円/日（電化製品 1 点の値段になります）※TV のみ 50 円/日
理美容代	実費（出張日は事前にお伝えします。）
洗濯代	300 円/回（基本は週 2 回の洗濯です）
特別な食事（酒類を含む）	要望に応じて対応させていただき実費を徴収させていただきます。
健康管理費（予防接種等）	実費（インフルエンザ予防接種は全員行います。）
複写物の交付	1 枚につき 10 円（白黒）

※1 おむつ代は、基本料金に含まれます。

※2 上記以外に入居者にご負担いただくことが適当であると認められる費用（CATV 契約料・インターネット使用料など）については、事前に入居者又は代理人等のご了承を得た上で徴収します。